

重要事項説明書

【2019 年度版】

社会福祉法人 鶴舟会
鶴町学園

事業所番号:2710051002980

1 施設運営主体

項 目	内 容
名 称	社会福祉法人鶴舟会
所 在 地	大阪市大正区鶴町三丁目3番1号
電 話 番 号	06-6552-0851
代 表 者 氏 名	理事長 舟戸 良裕

2 利用施設

(本園)

項 目	内 容
施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	鶴町学園
施 設 の 所 在 地	大阪市大正区鶴町三丁目3番1号
連 絡 先	06-6552-0851
管 理 者	園長 舟戸 由美子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 50名 1歳児 62名 2歳児 65名 3歳児 75名 4歳児 75名 5歳児 75名
利 用 定 員 (分園含む)	0歳児 25名 1歳児 55名 2歳児 54名 3歳児 50名 4歳児 55名 5歳児 55名
開 設 年 月 日	平成23年3月23日
事 業 所 番 号	2710051002980
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.tgakuen2.jp/

(分園)

項 目	内 容
施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	鶴町学園 分園
施 設 の 所 在 地	大阪市大正区三軒家西 1-4-12
連 絡 先	06-6553-1050
管 理 者	園長 舟戸 由美子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0 歳児 15 名 1 歳児 15 名 2 歳児 15 名
開 設 年 月 日	平成 26 年 3 月 31 日

3 施設の目的・運営方針

鶴町学園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児との保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

	土 地		面 積
本園	敷 地		1918.42 m ²
	園 舎	構 造	鉄筋コンクリート・鉄骨造 4 階建
		延べ面積	1986.67 m ²
	園 庭		1008.76 m ²
分園	敷 地		159.85 m ²
	園 舎	構 造	木造 2 階建
		延べ面積	182.4 m ²
	園 庭		29.12 m ²

(2) 主な設備

	設 備	部屋数	備 考
本園	保 育 室	14	0 歳児クラス 1 部屋 1 歳児クラス 2 部屋 2 歳児クラス 3 部屋 3 歳児クラス 3 部屋 4 歳児クラス 3 部屋 5 歳児クラス 2 部屋
	調 乳 室	1	
	ほ ぶ く 室	1	
	遊 戯 室	1	
	ト イ レ	5	
	調 理 室	1	
	事 務 室	1	
	応 接 室	1	
	医 務 室	1	
	配 膳 室	1	
	倉 庫	5	
	職員休憩室	1	
分園	保 育 室	3	0 歳児 1 部屋 1 歳児 1 部屋 2 歳児 1 部屋
	ト イ レ	2	
	配 膳 室	1	
	沐 浴 室	1	
	事 務 室	1	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成 20 年 3 月 28 日厚労告 141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 送迎

希望者については、スクールバスによる送迎を実施します。ただし利用者にはバス代として負担あり。金額は別表に定めるとおり。

6 職員の職種、職員数及び職務の内容(栄養士については別掲)

平成 30 年 12 月現在

職 種	職務内容	職員数	常 勤	非常勤	備 考
園 長	職員及び業務の管理を行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1	1	0	
副園長	園長を補佐し、園長不在のときにかわり、園務をつかさどる。	1	1	0	
主任保育士	保育内容について保育士を統括・指導する。	2(1)	2(1)	0	
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭の連絡等の業務を行う。	45(11)	25(3)	20(8)	
事務員	庶務及び会計事務に従事する。	2	2	0	
看護師	園児の看護、健康管理に従事する。	2	0	2	
調理員	園児と職員の給食業務に従事する。	6	3	3	
運転手	スクールバスの運転、車両の点検・清掃、園内諸雑務に従事する。	3	3	0	
嘱託医	園内の定期検診、健康管理、歯科検診及び保険衛生指導に従事する。	3	0	3	
産業医	職員の健康管理等を行う。	1	0	1	
保育補助要員	保育士の補助、園内諸雑務に従事する。	12(4)	0	12(4)	
警備員	園の警備、自転車や車両の整備に従事する。	1(1)	0	1(1)	

()内は分園勤務者数

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年 3 月 30 日)大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。配置基準内で園児の数により保育士及び保育補助要員の数は増減することがある。

《各職種の勤務体系》

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯 8:00～17:00
副園長	正規の勤務時間帯 8:00～17:00
主任保育士	正規の勤務時間帯 7:00～19:00(内8時間)
保育士	
事務員	
看護師	正規の勤務時間帯 9:00～18:00(内8時間)
調理員	正規の勤務時間帯 8:00～16:00
運転手	正規の勤務時間帯 7:30～17:00(内 8 時間)
保育補助要員	職員による
警備員	正規の勤務時間帯 8:00～16:00

※ローテーションにより、保育士と調理員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

※嘱託医・産業医は常駐しておりません。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし年末年始(12月29日から1月3日)及び祝日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次の通りとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供する日

保育を提供する日は、食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

園児	午前間食	昼食	午後間食
0 歳児	9 時 00 分頃	11 時頃	14 時 30 分頃
1 歳児	9 時 00 分頃	11 時頃	14 時 30 分頃
2 歳児	9 時 00 分頃	11 時頃	14 時 30 分頃
3 歳児	—	11 時 30 分頃	14 時 30 分頃
4 歳児	—	11 時 30 分頃	14 時 30 分頃
5 歳児	—	11 時 30 分頃	14 時 30 分頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務内容	員数	常 勤	非常勤	備 考
園児の栄養指導及び管理	1	1	0	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡下さい。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、バスの職員に預けるか事務所に直接お持ち下さい。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあることもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

項 目	内 容
名 称	山北内科クリニック
院長名	山北 哲也先生
所在地	大正区平尾 4-23-13
電話番号	06-6553-0770

(2) 歯科

項 目	内 容
名 称	家入 歯科
院長名	家入 健二先生
所在地	大阪市大正区三軒家西 2-9-4
電話番号	06-6551-0960

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

項 目	内 容
非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有 ・その他カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は毎月 1 回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に数回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

窓 口	内 容
当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者…園長 舟戸 由美子 ・ご利用時間…8:30～16:30 ・電話番号…06-6552-0851 ・FAX …06-6554-1714 担当者が不在の場合は、当園職員までお申込下さい。
第三者委員	・責任者…近藤 適 ・所属…大阪市立保育園連盟会長 ・電話番号…06-6761-1171

19 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園賠償責任保険	災害共済給付
保険の内容	事業活動や施設の所有・使用・管理に起因する対人・対物事故における賠償責任を補償する	保育所の管理下で園児の災害(負傷・疾病・障害又は死亡)が発生したときに行う。
保険の金額	・対人…1 事故 7 億円 ・対物…1 事故 1 千万円	・負傷・疾病…医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 ・障害見舞金…3,770 万円～82 万円 ・死亡見舞金…2,800 万円

20 園児の利用状況

毎年度 5 月 1 日現在

園 児	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
0 歳児	25 人	18 人	14 人
1 歳児	45 人	56 人	57 人
2 歳児	64 人	57 人	49 人
3 歳児	51 人	67 人	61 人
4 歳児	49 人	53 人	69 人
5 歳児	60 人	53 人	53 人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未実施	
自己評価の実施状況	未実施	

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨
なし

23 当園におけるその他の留意事項

(1)喫煙 当園の敷地内はすべて禁煙です。

(2)宗教活動、政治活動、営利活動

利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は
ご遠慮ください。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容・負担を求める理由及び目的	金額	対象者
バス代	スクールバス運行に係る費用	2,000 円	利用者のみ
衛生管理費	衛生管理に係る費用	600 円	全員
教材・絵本代	教材・絵本の購入費用	500 円	全員
給食費	2 号認定を受けたこどもに係る幼児主食費	2,000 円	2 号認定こども
双葉会費	保護者会費	800 円	全員
安全管理費	ICT カードシステム管理費	300 円	本園のみ

※ ICT カード紛失時には実費 3,500 円を徴収させていただくことになります。【本園のみ】
退園の際には必ず返却の方 よろしくお願ひします。

2 時間外保育に係る利用者負担

【保育標準時間認定】

18:00～19:00 月極め 4,000 円 【要申請書】

【保育短時間認定】

7:00～ 8:00 1 時間 200 円(月極 1000 円)【要申請書】

7:30～ 8:00 30 分 100 円(月極 500 円)【要申請書】

16:00～17:00 1 時間 200 円

16:00～18:00 2 時間 400 円

16:00～19:00 3 時間 800 円

3 制服・体操服など

	冬	夏		冬	夏
ワンピース	¥4,400	¥4,400	体操服【上】	¥1,800	¥1,700
ズボン	¥2,800	¥2,500	体操服【下】	¥2,200	¥1,400
ブラウス	¥1,600	¥1,600	帽子	¥2,700	¥2,100
上着	¥4,800	¥350	カラー帽子	¥600	タレ付 ¥1,000
靴下	¥500		いのこり帽	¥600	L:¥700
アトリエコート	¥1,500	¥1,400	かばん	¥3,500	
			上靴	¥1,000	

4 午睡用の布団のレンタル代 1 か月 1,100 円 【0才児～3才児】

5 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収書を交付いたします。

以上をご確認の上、下記の書類にご記入お願いします。【新入園時のみ】

次回登園時に持たせて下さい。

「重要事項説明書についての同意書」

別紙 1

「個人情報使用同意書」

別紙 2